

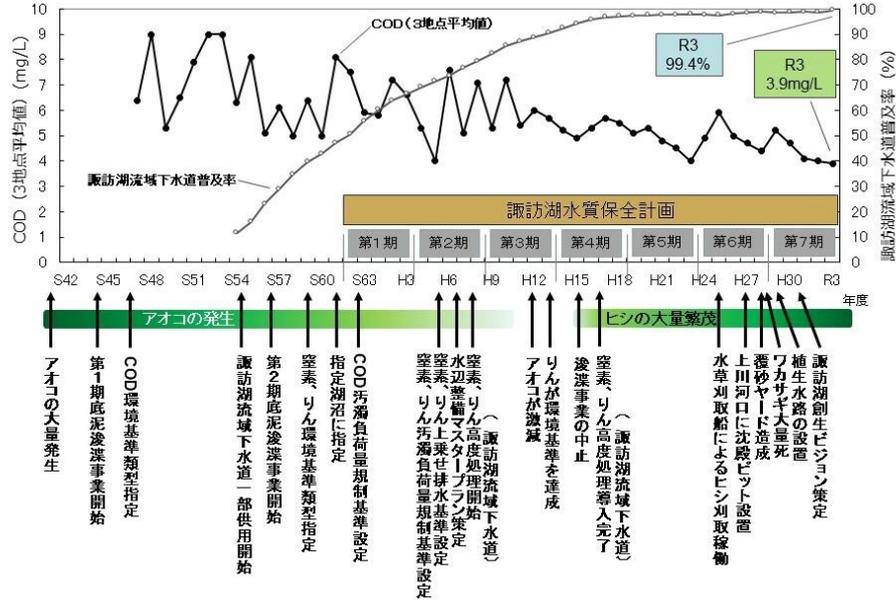
「諏訪湖に係る第8期湖沼水質保全計画」概要

第1章 諏訪湖水質保全対策の状況

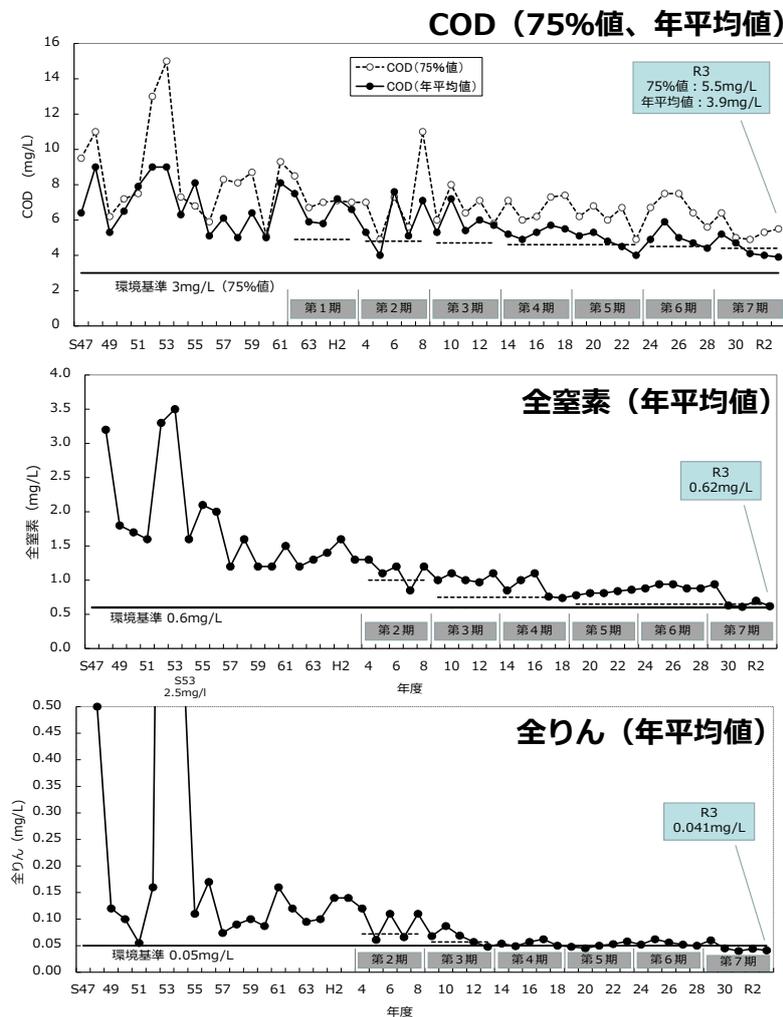
1. 諏訪湖に係る湖沼水質保全計画の策定の背景

- 昭和30年代後半、水質汚濁の進行や富栄養化によるアオコの異常発生など様々な環境上の支障が発生。
- 昭和61年11月に湖沼水質保全特別措置法に基づき、「指定湖沼」に指定。
- 昭和62年度以降、7期35年にわたり湖沼水質保全計画を策定し、各種対策を実施。

2. これまでの水質保全対策

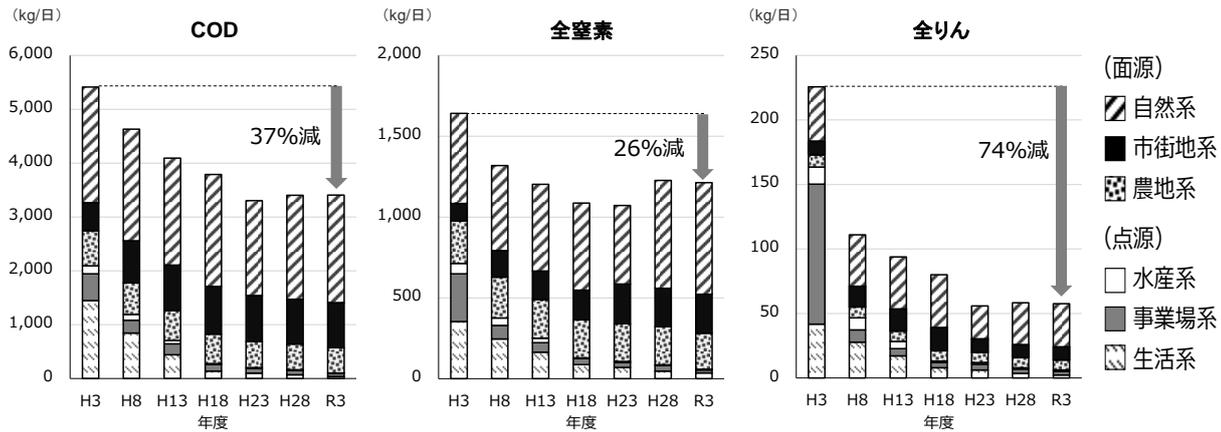


3. 水質等の動向



4. 汚濁負荷量の推移

- 諏訪湖に流入する汚濁負荷量の9割以上は面源由来。
- 面源は自然系（森林等）：57～58%、市街地系：18～25%、農地系：13～18%
- 点源は水産系（養殖）、事業場系、生活系



第2章 諏訪湖の水質保全に関する方針

1. 計画期間

令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5年

2. 計画期間内に達成すべき目標

【水質目標値】

項目		水質目標 (令和8年度)	現状 (令和3年度)	第7期湖沼計画期間 変動幅 (平成29～令和3年 度)	環境 基準	参考値 (令和8年度の 水質予測値)
COD	75%値	4.7	5.5	4.9～6.4	3	5.0 (4.7～5.6)
	(参考) 年平均値	4.0	3.9	3.9～5.2	—	4.0 (3.6～4.5)
全窒素	年平均値	0.62	0.62	0.61～0.94	0.6	0.67 (0.60～0.84)
全りん	年平均値	現状水準の維持	0.041	0.040～0.060	0.05	0.041 (0.036～0.050)

3. 長期ビジョン

人と生き物が共存し、誰もが訪れたいくなる諏訪湖

4. 計画の目標及び対策と長期ビジョンをつなぐ道筋

- 長期ビジョンに掲げる20年後の諏訪湖の目指す姿（あるべき姿）の実現に向け、関係機関が協働して5年間の各種水質保全施策に取り組む。



第3章 諏訪湖の水質保全に向けた取組

1. 水質の保全に資する事業

(1) 湖沼の対策

- 栄養塩類（窒素、りん）を吸収したヒシを除去し、水質の浄化、貧酸素の軽減、沈水植物の再生しやすい環境の創出に努める。
- ヒシの除去を官民連携で進めるための新たな仕組みづくりを検討し、今後5年間でヒシ除去量を倍増することを目指す。
- 生物生息域や景観の保全に配慮した刈取方法、刈取時期を検討。
- 諏訪湖創生ビジョン推進会議、諏訪湖周辺市町、関係団体において、水草刈取船の入れない浅瀬や流入河川に繁茂したヒシの抜き取りを行う。
- 除去したヒシは、流域内の農地などで堆肥として利用するなど、有効利用を推進する。

(2) 流入河川等の対策

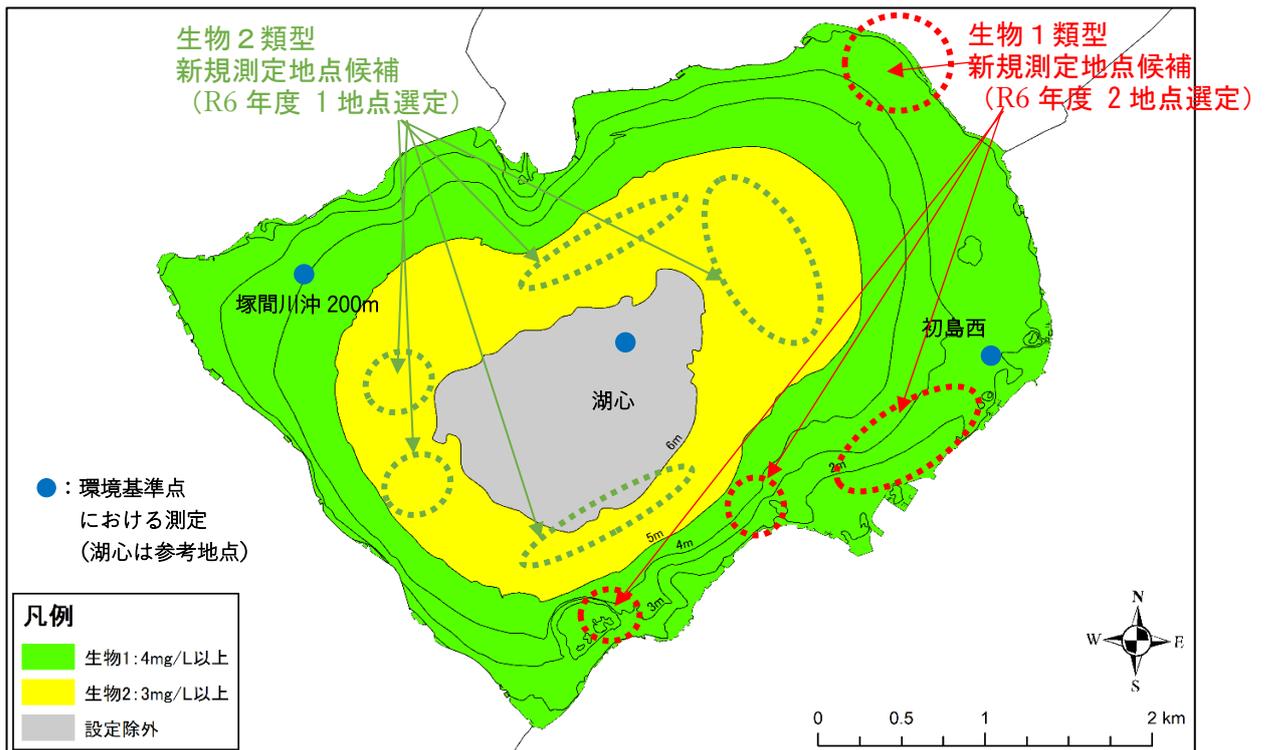
- 新川、鴨池川、上川の3河川について地域の生態系に配慮した多自然川づくりを進め、川の持つ自然浄化機能を向上させる。

2. 水質保全のための規制その他の措置

- (1) 工場・事業場排水対策（県）
 - 水質汚濁防止法及び長野県条例に基づき排水基準の遵守徹底を図るとともに、工場・事業場における排水処理施設の適正な維持管理や立入検査等を実施。
- (2) 生活排水対策（県・流域市町村）
 - 水環境を保全するため、「水環境に配慮した生活行動の推進」、「下水道共用区域における下水道接続の推進」及び「浄化槽の適正な設置及び管理の確保」について地域住民へ啓発し、協力を求める。
- (3) 畜産に係る汚濁負荷対策（県・流域市町村・事業者）
 - 家畜排せつ物の管理の適正化を図るとともに、家畜産農家において良質な堆肥生産が行われるよう支援し、更に円滑な堆肥の生産・流通が行われるように図る。
- (4) 魚類養殖に係る汚濁負荷対策（県・事業者）
 - 湖沼法で定める指定施設のコイの養殖施設への規制基準の遵守の徹底を図るとともに、内水面養殖管理指針に基づく指導を引き続き実施する。
- (5) 流出水対策
 - 諏訪湖の流域面積は湖面積の約 40 倍と大きく、森林・原野、市街地、農地などの面源からの汚濁負荷量は、諏訪湖に流入する汚濁負荷量の約 9 割を占めていると推計されることから、上流から諏訪湖まで流域全体を対象に流域住民や関係団体などの協働により引き続き流出水対策（市街地対策、農地対策、自然地域対策）を進め、流域からの汚濁負荷量の削減を図る。
- (6) 緑地の保全その他湖辺の自然環境の保護（県・流域市町村）
 - 緑地その他湖辺の自然環境について、その生態系を構成する動植物、土壌等による水質保全上の機能に着目した整備を図る。

3. その他水質保全を含む湖沼保全のために必要な措置

- (1) 公共用水域の水質監視（県・流域市町村）
 - 諏訪湖内 3 地点、流入河川の 4 河川 6 地点及び天竜川の 2 地点において水質の監視、測定を行うとともに、貧酸素の状況を確認するために湖内複数か所で連続測定を実施する。
- (2) 貧酸素対策の推進（県・流域市町村・関係団体）
 - 底層溶存酸素量（底層 DO）の環境基準の類型当てはめを行うとともに、シミュレーションモデルを用いた検討結果や、水草の繁茂状況及びヒシの分布を参考に、底層溶存酸素量の測定地点を設定。



諏訪湖の底層溶存酸素量の類型指定エリア

- ヒシの大量繁茂等による湖岸域の貧酸素水域の減少及び底層溶存酸素量の測定地点での環境基準達成に向けた具体的な対策を検討。
 - その他、底質からの窒素・リンの溶出を抑制するための湖岸域の対策を実施。
- (3) 生物豊かな湖岸域の復元・創出（県・関係団体）
 - 水質改善対策とともに、水産生物が生息しやすい構造物の設置等、湖内での生息・産卵場所の整備を検討。
 - 魚食性鳥類や外来魚による漁業被害対策を継続し、魚や貝類が棲みやすい豊かな漁場環境の再生を目指す。
 - (4) 調査研究の推進（県・関係団体）
 - 諏訪湖環境研究センター（仮称）を設置し、諏訪湖を一体的・総合的に調査研究。
 - 水質浄化及び生態系保全に資する新規調査研究として、「諏訪湖の水質・底質と生物量の関係」、「マイクロプラスチックの汚染状況把握と生態系への影響」、「有害化学物質の環境残留実態と生態系への影響」、「諏訪湖の水質・生態系への

気候変動の影響と適応策に関する検討」等を実施。

(5) 関係団体・市民団体等における取組（県・流域市町村・関係団体）

- 諏訪湖創生ビジョン推進会議の構成団体等において、諏訪湖内及び流入河川における水質浄化及び生態系の保全に資するための取組を行う。

(6) 普及啓発及び学習活動の推進（県・流域市町村・関係団体）

- 諏訪湖環境研究センター（仮称）を中心に、諏訪湖を利用する人々の水質保全及び生態系保全意識の高揚を図り、諏訪湖に関する調査の結果や研究の成果、水質保全につながる情報などを県のホームページなどで提供する。
- 県の「出前講座」による諏訪湖に関する学習会や稚エビの放流体験の機会を設けるとともに、小学生向けに作成した「みんなの諏訪湖～諏訪湖読本～」を利用した学校での諏訪湖に関する学習を実施する。

(7) 関係する計画、関係地域計画との整合（県・流域市町村・事業者）

- 本湖沼計画の水質保全対策の実施に当たっては、「長野県水環境保全条例」に基づく「水環境保全総合計画」及び指定地域の開発に係る諸計画の整合性の確保を図る。

(8) 計画の進捗管理（国・県・流域市町村等）

- 本湖沼計画の水質保全対策を着実に実施するため、国・県・流域市町村で組織する「諏訪湖水質保全対策連絡会議」等において、毎年度本湖沼計画の進捗管理を行い、その結果を県のホームページ等で公表するとともに、PDCAサイクルを回し、計画の実効性を高める。

第4章 上川・宮川流域における流出水対策推進計画

■平成18年度から19年度に長野県環境保全研究所が行った「諏訪湖流入河川汚濁負荷実態調査」では、上川・宮川流域からの汚濁負荷量が諏訪湖に流入する汚濁負荷量の7割から8割を占めていると推計。

■諏訪湖流域に広がる森林・原野、市街地、農地などの面的な発生源からの流入負荷を削減するため、平成17年の湖沼法の改正に伴い定めることとされた流出水対策推進計画を、第5期、第6期及び第7期の湖沼計画で「上川・宮川流域」を対象として策定し、取組を推進。

■第8期湖沼計画においても「上川・宮川流域」を流出水対策地区に指定し、当該地区における流出水対策を重点的に実施し、諏訪湖への流入汚濁負荷量の低減に努める。